

令和4年3月5日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

外国人への適切な医療提供について

平素は、本会活動の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記に関しまして、このたび別添の通り、日本医師会及び大阪府より通知がありました。

本通知は、外国人に適切かつ安心・安全な医療を提供することは、医療を必要とする方に対する医療提供体制を充実させることのみならず、地域での感染拡大防止や院内感染防止においても必要不可欠であることに鑑み、厚生労働省より、都道府県行政に対し、引き続き、外国人への適切な医療提供体制の検討を行うとともに、その確保に努めていただくよう依頼するものです。

具体的には、令和元年12月25日付医政発1225第4号厚生労働省医政局長通知「応招義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方等について（別添1）」において、訪日外国人観光客をはじめとする外国人患者等の対応として、結果として診療行為そのものが著しく困難であるといった事情が認められる場合にはこの限りではないことや、令和3年6月29日付事務連絡「令和3年度の医療機関・自治体向けの外国人患者受入れ環境整備支援等について（別添2）」および、令和2年6月19日付事務連絡「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について（別添3）」において、厚生労働省が取組んできたこれまでの外国人患者受け体制整備等に係る支援策について、改めて周知をしております。

つきましては、貴会におかれましてもご了解いただき、会員医療機関等へご周知賜りますようお願い申し上げます。

なお、日本医師会HPで、外国人医療を行う上で役に立つ情報や相談窓口、医療通訳サービス等の支援ツールを専用サイトに取りまとめておりますので、ご活用願います。

【日本医師会HP「外国人医療関連ポータルサイト」】

<https://www.med.or.jp/doctor/region/fmc/010124.html>

大阪府医師会地域医療1課（上村）
TEL:06-6763-7012